

栃木市自治基本条例改正の概要

1. 経緯

令和4年4月1日に改正民法が施行され、成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、栃木市市民会議より令和3年5月25日付けで提出された「栃木市自治基本条例の見直しに関する報告書」において、青少年やこどもの取扱いについては、ある一定の年齢で区分することは困難である旨報告がありました。この報告を踏まえ、青少年や子どもの個々の成長段階に応じた対応をできるようにするため、栃木市自治基本条例の一部を改正します。

2. 改正の内容

条例第12条中「満20歳未満の」の文言を削除します。

【現在】

(青少年や子ども)

第12条 満20歳未満の青少年や子どもは、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民及び市は、満20歳未満の青少年や子どもが、安全で安心して健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。



【改正後】

(青少年や子ども)

第12条 青少年や子どもは、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民及び市は、青少年や子どもが、安全で安心して健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

3. 改正による効果・影響

民法上の成年年齢に関わらず、青少年や子どもの個々の成長段階に応じた対応を行うことにより、青少年や子どもがまちづくりをより身近に感じ、参画しやすくなります。また、未来を担う青少年や子どもを、一定の年齢で区分せずに守り育てる社会をつくることを表明します。